

平成25年6月25日

株 主 各 位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 **じもとホールディングス**
代表取締役社長 栗 野 学

第1期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第1期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第1期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第1期（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は普通株式1株につき1円50銭、B種優先株式1株につき0円23銭、C種優先株式1株につき0円83銭、D種優先株式1株につき0円11銭と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の内容は、別紙のとおりであります。

第3号議案 取締役12名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、鈴木隆、栗野学、御園生勇郎、東海林賢市、須藤庄一郎、佐川章、田中達彦、芳賀隆之、坂本行由、熊谷満の10氏が再任され、新たに高橋博、斎藤義明の2氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、熊谷満氏は社外取締役であります。

第4号議案 取締役及び監査役の報酬等の額決定の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役の報酬等の額を年額1億8千万円以内（うち社外取締役分は年額250万円以内）、監査役の報酬等の額を年額6千万円以内と決定いたしました。

以 上

おって、本総会終了後の取締役会において、代表取締役会長に鈴木隆氏、代表取締役社長に栗野学氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

配当金のお支払いについて

第1期期末配当金は同封の「配当金領収証」により、取扱期間（平成25年6月26日から平成25年7月31日まで）内にお受け取りください。配当金領収証にも「配当金計算書」を同封いたします。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしますので、ご確認ください。

以 上

(別紙)

定款一部変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
普通株式 (条文省略)	普通株式 (現行どおり)
<u>A種優先株式</u> <u>100,000,000株</u>	(削 除)
B種優先株式 (条文省略)	B種優先株式 (現行どおり)
C種優先株式 (条文省略)	C種優先株式 (現行どおり)
D種優先株式 (条文省略)	D種優先株式 (現行どおり)
第7条～第12条 (条文省略)	第7条～第12条 (現行どおり)
(優先配当金)	(優先配当金)
第13条 当社は、第51条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下「優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、当該優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、配当年率は8%を上限とし、当該優先期末配当基準日の属する事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して第14条に定める優先中間配当金を支払ったときは、優先株式1株につき行ったかかる優先中間配当金の額を控除した額とする。	第13条 当社は、第51条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日(以下「優先期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、当該優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、配当年率は8%を上限とし、当該優先期末配当基準日の属する事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して第14条に定める優先中間配当金を支払ったときは、優先株式1株につき行ったかかる優先中間配当金の額を控除した額とする。

変 更 前	変 更 後
<p><u>A種優先株式</u></p> <p><u>1株につきA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「A種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。）に、A種優先配当年率を乗じて算出した額。</u></p> <p><u>「A種優先配当年率」とは、</u></p> <p><u>(i)平成25年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率</u></p> <p><u>$A種優先配当年率 = \frac{\text{初年度A種優先配当金}}{\text{A種優先株式1株当たりの払込金額相当額}}$</u></p> <p><u>上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、A種優先株式の発行日の直前の4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日）をA種優先配当年率決定日として算出する。）に1.15%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、182/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。</u></p> <p><u>(ii)平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率</u></p> <p><u>$A種優先配当年率 = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 1.15\%$</u></p> <p><u>なお、平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</u></p> <p><u>上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年の4月1日（ただし、当該</u></p>	<p>(削 除)</p>

変 更 前	変 更 後
<p><u>日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日</u>）（以下「<u>A種優先配当年率決定日</u>」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、<u>A種優先配当年率決定日</u>において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。</p> <p>B種優先株式 （条文省略）</p> <p>C種優先株式 1株につきその1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、その発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額。</p> <p>（新 設）</p>	<p>B種優先株式 （現行どおり）</p> <p>C種優先株式 1株につきC種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「<u>C種優先株式1株当たりの払込金額相当額</u>」とは、当初は200円とするが、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、<u>C種優先配当年率</u>を乗じて算出した額。 「<u>C種優先配当年率</u>」とは、 <u>(i)平成25年3月31日に終了する事業年度に係るC種優先配当年率</u> $\frac{\text{C種優先配当年率} = \text{初年度C種優先配当金} \div \text{C種優先株式1株当たりの払込金額相当額}}{\text{初年度C種優先配当金}}$とは、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、C種優先株式の発行日の直前の4月1日（ただし、当</p>

変 更 前	変 更 後
	<p>該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日)をC種優先配当年率決定日として算出する。)に1.15%を加えた割合(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)とする。</p> <p>(ii)平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率</p> $C種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 1.15\%$ <p>なお、平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日)(以下「C種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、C種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。</p>

変更前	変更後
<p>D種優先株式 1株につき<u>その1株当たりの払込金額相当額</u>（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、<u>その発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率</u>を乗じて算出した額。</p> <p>(新 設)</p>	<p>D種優先株式 1株につきD種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「D種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、<u>D種優先配当年率</u>を乗じて算出した額。</p> <p>「D種優先配当年率」とは、</p> <p>(i)平成25年3月31日に終了する事業年度に係るD種優先配当年率</p> $\text{D種優先配当年率} = \frac{\text{初年度D種優先配当金}}{\text{D種優先株式1株当たりの払込金額相当額}}$ <p>上記の算式において「初年度D種優先配当金」とは、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、D種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。）を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）とする。</p> <p>(ii)平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当年率</p> $\text{D種優先配当年率} = \frac{\text{預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト}}{\text{預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの}}$ <p>上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円 TIBOR (12ヶ月物) または 8% のうちいずれか低い方 (以下「D種優先株式上限配当率」という。) を超える場合には、D種優先配当年率はD種優先株式上限配当率とする。</p> <p>上記の但書において「日本円 TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年 4月1日 (ただし、当日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日) の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート (日本円 TIBOR) として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの (%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。) を指すものとする。日本円 TIBOR (12ヶ月物) が公表されていない場合は、4月1日 (ただし、当日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日) において、ロンドン時間午前11時現在の Reuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート (ユーロ円 LIBOR12ヶ月物 (360日ベース)) として、英国銀行協会 (BBA) によって公表される数値 (%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。) を、日本円 TIBOR (12ヶ月物) に代えて用いるものとする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第14条 当社は、第52条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日（以下「優先中間配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主または優先登録株式質権者に対し、当該優先中間配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株当たり、各事業年度における優先配当金の2分の1の額を上限として金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先中間配当金」という。）を行う。</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第14条 当社は、第52条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日（以下「優先中間配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主または優先登録株式質権者に対し、当該優先中間配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株当たり、各事業年度における優先配当金の2分の1の額を上限として金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先中間配当金」という。）を行う。</p>
<p>(優先株主に対する剰余財産の分配)</p> <p>第15条 当社の剰余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p><u>A種優先株式</u></p> <p><u>1株につき、200円（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額（A種優先株式1株当たりの「経過A種優先配当金相当額」は、剰余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。）を加えた額。</u></p>	<p>(優先株主に対する剰余財産の分配)</p> <p>第15条 当社の剰余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>(削 除)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>B種優先株式</p> <p>1株につき、1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過B種優先配当金相当額（B種優先株式1株当たりの「経過B種優先配当金相当額」は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、上記のB種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。）を加えた額。</p> <p>C種優先株式</p> <p>1株につき、その1株当たりの<u>払込金額相当額を踏まえて、その発行に先立って取締役会の決議によって定める額。</u></p>	<p>B種優先株式</p> <p>1株につき、1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過B種優先配当金相当額（B種優先株式1株当たりの「経過B種優先配当金相当額」は、<u>残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）</u>において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、上記のB種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。）を加えた額。</p> <p>C種優先株式</p> <p>1株につき、200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過C種優先配当金相当額（C種優先株式1株当たりの「経過C種優先配当金相当額」は、<u>分配日において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にC種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）</u>をいう。ただし、<u>分配日の属する事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対してC種優先</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>D種優先株式 1株につき、その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、その発行に先立って取締役会の決議によって定める額。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(優先株式の議決権) 第16条 (条文省略) ② (条文省略) ③ 第1項の規定にかかわらず、A種優先株主は、A種優先株式の発行時に株式会社きらやか銀行が発行する第III種優先株式の株主が同銀行株主総会において議決権を行使することができるときはその発行時から、A種優先株式に係る優先配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。</p> <p>④ (条文省略)</p>	<p>中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。)を加えた額。</p> <p>D種優先株式 1株につき、200円(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過D種優先配当金相当額(D種優先株式1株当たりの経過D種優先配当金相当額は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)をいう。ただし、上記のD種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対してD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。)を加えた額。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(優先株式の議決権) 第16条 (現行どおり) ② (現行どおり) (削 除)</p> <p>③ (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
(普通株式を対価とする取得請求権) 第17条 (条文省略)	(普通株式を対価とする取得請求権) 第17条 (現行どおり) (削 除)
A種優先株式 <u>当会社設立の日から平成36年9月30日まで</u>	
B種優先株式 (条文省略)	B種優先株式 (現行どおり)
C種優先株式 <u>発行に際して取締役会の決議で定める期間</u>	C種優先株式 <u>平成24年12月29日から平成36年9月30日まで</u>
D種優先株式 <u>発行に際して取締役会の決議で定める期間</u>	D種優先株式 <u>平成25年6月29日から平成49年12月28日まで</u>
(条文省略)	(現行どおり)
② 当会社は、前項に基づく優先株式の取得と引換えに、優先株主が取得を請求した優先株式数に次に定める金額(ただし、当該優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた金額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、かかる優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。	② 当会社は、前項に基づく優先株式の取得と引換えに、優先株主が取得の請求をした優先株式数に次に定める金額(ただし、当該優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた金額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、かかる優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。
A種優先株式 <u>200円</u>	(削 除)
B種優先株式 (条文省略)	B種優先株式 (現行どおり)
C種優先株式 <u>1株当たりの払込金額相当額</u>	C種優先株式 <u>200円</u>
D種優先株式 <u>1株当たりの払込金額相当額</u>	D種優先株式 <u>200円</u>
③(i) A種優先株式の当初の取得価額は当会社設立の日の時価(「当会社設立の日の時価」とは、平成24年9月の第3金曜日(当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。)までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社きらやか銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)の平均値(ただし、終値のない日数を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの	③ (削 除)

変 更 前	変 更 後
<p><u>5連続取引日とする。)</u>に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。</p> <p>(ii) B種優先株式の当初の取得価額は、平成25年4月1日の時価(「平成25年4月1日の時価」とは、平成25年4月1日まで(当日を含まない。)の直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)とする。)とする。ただし、当該時価が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。</p> <p>(iii) C種優先株式の当初の取得価額は、その発行に先立って取締役会の決議で定める方法により算出される額とする。ただし、当該金額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。</p>	<p>(i) B種優先株式の当初の取得価額は、平成25年4月1日の時価(「平成25年4月1日の時価」とは、平成25年4月1日(当日を含まない。)に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)の平均値(終値のない日数を除く。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)とする。)とする。ただし、当該時価が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。</p> <p>(ii) C種優先株式の当初の取得価額は、C種優先株式の発行日の時価とする。C種優先株式の発行日の時価とは、平成24年12月の第3金曜日(当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。)までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の平均値(ただし、終値のない日数を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(iv) D種優先株式の当初の取得価額は、<u>その発行に先立って取締役会の決議で定める方法により算出される額とする。ただし、当該金額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。</u></p>	<p>(iii) D種優先株式の当初の取得価額は、<u>取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当会社の普通株式の終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が第6項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。</u></p>
<p>④～⑤ (条文省略)</p>	<p>④～⑤ (現行どおり)</p>
<p>⑥ (条文省略)</p>	<p>⑥ (現行どおり)</p>
<p>A種優先株式 55円</p>	<p>(削 除)</p>
<p>B種優先株式 (条文省略)</p>	<p>B種優先株式 (現行どおり)</p>
<p>C種優先株式 <u>その発行に先立って取締役会の決議で定める金額</u></p>	<p>C種優先株式 55円</p>
<p>D種優先株式 <u>その発行に先立って取締役会の決議で定める金額</u></p>	<p>D種優先株式 148円</p>
<p>(条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>⑦～⑧ (条文省略)</p>	<p>⑦～⑧ (現行どおり)</p>
<p>(金銭を対価とする取得条項)</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p>
<p>第18条 (条文省略)</p>	<p>第18条 (現行どおり)</p>
<p>A種優先株式 <u>平成31年10月1日の到来</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>B種優先株式 (条文省略)</p>	<p>B種優先株式 (現行どおり)</p>
<p>C種優先株式 <u>その発行に先立って取締役会の決議によって定める事由</u></p>	<p>C種優先株式 <u>平成31年10月1日の到来</u></p>
<p>D種優先株式 <u>その発行に先立って取締役会の決議によって定める事由</u></p>	<p>D種優先株式 <u>平成34年12月29日の到来</u></p>
<p>(条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>A種優先株式 <u>200円に経過A種優先配当金相当額を加えた額</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>B種優先株式 (条文省略)</p>	<p>B種優先株式 (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>C種優先株式 <u>その払込金額相当額を踏まえて、その発行に先立ち取締役会の決議によって定める額</u></p> <p>D種優先株式 <u>その払込金額相当額を踏まえて、その発行に先立ち取締役会の決議によって定める額</u></p>	<p>C種優先株式 <u>200円に経過C種優先配当金相当額を加えた額</u></p> <p>D種優先株式 <u>200円に経過D種優先配当金相当額を加えた額</u></p>
<p>なお、本項において、経過優先配当金相当額を加えた額を交付するとされているものについては、当該経過優先配当金相当額は、第15条に定める<u>経過A種優先配当金相当額および経過B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」</u>および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、計算する。</p>	<p>なお、本項において、経過優先配当金相当額を加えた額を交付するとされているものについては、当該経過優先配当金相当額は、第15条に定める<u>経過B種優先配当金相当額、経過C種優先配当金相当額および経過D種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」</u>および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、計算する。</p>
<p>(普通株式を対価とする一斉取得) 第19条 (条文省略)</p> <p>A種優先株式 <u>200円</u></p> <p>B種優先株式 (条文省略)</p> <p>C種優先株式 <u>1株当たりの払込金額相当額</u></p> <p>D種優先株式 <u>1株当たりの払込金額相当額</u></p>	<p>(普通株式を対価とする一斉取得) 第19条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>B種優先株式 (現行どおり)</p> <p>C種優先株式 <u>200円</u></p> <p>D種優先株式 <u>200円</u></p>
<p>(株式の併合または分割および株式無償割当て)</p> <p>第20条 当社は、優先株式について株式の併合または分割を行うときは、普通株式および各優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(株式の併合または分割および株式無償割当て)</p> <p>第20条 当社は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式および各優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(優先順位)</p> <p>第21条 <u>A種、B種、C種およびD種優先株式相互の間の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、いずれも同順位とする。</u></p>	<p>(優先順位)</p> <p>第21条 B種、C種およびD種優先株式相互の間の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、いずれも同順位とする。</p>
<p>第22条～第53条 (条文省略)</p>	<p>第22条～第53条 (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(最初の事業年度)</p> <p><u>第 1 条 第 50 条の規定にかかわらず、当会 社の最初の事業年度は、当会社の成 立の日から平成25年 3 月31日までと する。</u></p> <p>(最初の取締役および監査役の報酬等)</p> <p><u>第 2 条 第 39 条および第 48 条の規定にかか わらず、当会社の成立の日から最初 の定時株主総会の終結の時までの期 間の取締役の報酬等の額は金 1 億 8 千万円以内とし、監査役の報酬等の 額は金 6 千万円以内とする。</u></p> <p>(附則の削除)</p> <p><u>第 3 条 本附則は、当会社の最初の定時株 主総会の終結をもって、削除される ものとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>